

教職員の懲戒処分について

令和8年3月26日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 主事 (25歳)	減給10分の1 1月	令和8年2月8日(日)午前1時30分頃、知人女性宅において、当該女性の顔面を複数回殴打し、顔面打撲等の傷害を負わせた。 この行為は、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。
県立学校 教諭 (67歳) (臨時的任用職員)	戒告	令和7年4月12日(土)から令和8年1月31日(土)までの間、自校の生徒に対し、学校で許可されていない私物のタブレット端末で、LINE(ライン)を利用して、部活動の事務連絡等を行った。 これらの行為は、電子メール等を利用した生徒との私的なやり取りに該当し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する。

【担当】

教職員課 県立学校人事係長 内田 俊行

(内線) 4922

(直通電話) 082 - 513 - 4922

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp